

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F R S  
(登記社名 株式会社フォーバル・リアルストレート)  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 林 聡  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 9 4 2 3 )  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 早 川 慎 一 郎  
( T E L 0 3 - 5 4 6 8 - 6 9 0 2 )

## 「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定についてのお知らせ

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所には下線を付しております。

### 記

#### 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社及び当社子会社は、企業価値向上を実現するために、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性・効率性の確保及び資産の保全に努め、事業活動を行う上で生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（以下「内部統制システム」という。）を構築し運用します。本基本方針は、当社及び当社子会社が内部統制システムの整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものであります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全取締役が各種会議等の機会を通じて法令遵守重視の姿勢を明確にしつつ、『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役員行動指針』を徹底する等により、法令遵守重視の企業風土の醸成を進めます。監査役は、経営の意思決定の適法性を確保するため取締役会に出席するものとし、取締役に対して適宜意見を述べることができます。また、取締役は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士等の専門家と協議、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。

内部監査については、社長直轄の社長室において、内部監査規程及び每期策定する内部監査計画書に基づき、各部門の業務に対して、必要な内部監査を実施することとし、監査結果を社長に報告しております。被監査部門に対して監査結果を踏まえた改善指示を行い、その改善状況について遅滞なくヒアリングを行うとともに、書面による報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

また、グループ企業内で『グループ・コンプライアンス・アラーム制度（内部通報制度）』を定めており、相談者・通報者の情報管理に十分な配慮を行い、内在する問題の初期段階での発見・解決に努めてまいります。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保管及び管理の体制については、文書管理規定に基づき運用し、必要に応じて運用状況の検証及び規定の見直しを実施してまいります。また、情報開示担当役員に重要情報を集結し、社内の重要会議にて、取締役間の情報共有を図ることを徹底しております。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、個人情報を含めた機密情報保護などの社会的要請に対応すべく、法的リスク管理体制の強化に努めております。また、リスクの発生または発見時に、取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備します。不測の事態が発生した場合には、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部専門家のアドバイスを基づく迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるよう努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの役割分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。  
また、業務執行の一層の迅速化を目指して、IT活用による効率化、情報セキュリティ管理の強化等にも積極的に取り組んでおります。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は株式会社フォーバルの子会社であり、その企業集団の一員として情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めてまいります。グループ間における不適切な取引または会計処理の防止に留意いたします。  
また当社子会社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を制定し、当該規程の中で管理責任担当を管理部長と定めております。管理部長は、当社子会社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導し、業務の適正を確保します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役による監査の実効性を高め、かつ監査役の職務遂行を効率的に行うため、監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、専任の使用人を配置することとし、また、配置にあたっては、監査役の意向を尊重して決定することとしております。  
監査役を補助する期間中、当該使用人への指揮は監査役が行い、当該使用人の評価、人事異動、給与等の改訂については取締役会の同意を得たうえで決定することで取締役からの独立性を確保するものとしております。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
監査役は、会社の意思決定過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会へ出席すると共に、必要に応じて稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めるものとしております。  
監査役は、監査役に対する取締役又は使用者の報告体制について問題があると認めた場合、取締役及び取締役会に意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができます。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査部門からも業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図ります。また、代表取締役との定期的な意見交換を行いません。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行う体制を整備し運用します。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
『フォーバル・グループ企業行動指針』において反社会的勢力排除に向けた指針を定め、具体的な行動指針として『フォーバル・グループ役職員行動指針』を整備、社内外の通報窓口である『グループ・コンプライアンス・アラーム制度（内部通報制度）』の活用も含め、反社会的な勢力との一切の関係を遮断することを基本方針としております。また不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で対応するものとしてまいります。  
そのため、顧問弁護士等の外部機関と連携し、必要に応じて管轄警察署に協力を要請することとしております。

以上